「伊丹と灘五郷」観光魅力発信事業委託業務　仕様書

本仕様書は、阪神間日本遺産推進協議会（以下「甲」という。）が発注する「伊丹と灘五郷」観光魅力発信事業委託業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定める。

１．委託業務名

「伊丹と灘五郷」観光魅力発信事業委託業務

２．業務目的

日本遺産 『「伊丹諸白」と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷』（以降、「伊丹と灘五郷」という） の域内（神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市）観光パンフレットを制作することで域内の魅力を発信し、誘客促進を図るとともに、経済の活性化に繋げることを目的とする。また、影響力が高いインフルエンサーを招聘しツアーを実施し、制作した観光パンフレットやツアー内容等をインフルエンサーが SNS により効果的・効率的に情報発信することで、「伊丹と灘五郷」の更なる認知度向上及び誘客促進を図る。

３．本事業におけるターゲット

片道１時間程度（電車、車）で域内に来訪できるエリアの居住者

４．業務期間

契約締結日から令和７年３月３１日まで

５．業務内容

実施に当たっては、以下の事業内容を十分理解し、適切な実施体制でこれに臨むこととし、その具体的手法は乙が自らのノウハウを最大限活用し、甲と協議の上、実施するものとする。

（１）「伊丹と灘五郷」観光パンフレットに係る企画・制作

「伊丹と灘五郷」の構成文化財や関連施設に加え、域内の周遊を促進するための、観光パンフレットを企画・制作するものとし、甲と協議の上、事業を実施する。

また、企画内容については、周遊を促進し、経済の活性化に繋がる工夫を盛り込んだ提案とすること。

①実施に先立ち、認定された甲の日本遺産ストーリー及び構成文化財を熟知すること。

②写真、イラスト等紙面の校正に必要な資料等は乙において入手することを基本とする。

ただし、時期等の関係により入手困難な写真等がある場合は甲所有の写真や資料とす

ることができるものとする。

③パンフレットの内容

・「見たい、食べたい、体験したい」など実際に行きたくなる要素やデザインを盛り込み、域内の豊富な文化・観光資源・商業店舗など全体の魅力が伝わるもの。

・情報発信ツールとして活用できるもので、思わず手に取ってみたくなるデザイン性や、域内の訪問の動機付けとなるもの。

・カラーユニバーサルデザイン及びメディアユニバーサルデザインに対応したもの。

・インバウンドも意識した紙面構成とし英語版も作成すること

・位置や距離関係がわかりやすい地図を掲載すること。

・「伊丹と灘五郷」の６つのモデルコースを活用した内容を掲載することとするが、業務目的に沿った提案内容も可とする。

※モデルコース掲載ページ URL

https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/TOSHIKATSURYOKU/TOSID/Japan_Heritage/27816.html

④仕様等

規　　格：Ａ５版 中綴じ

色　　数：フルカラー

ページ数：２０ページ程度の範囲内で自由提案とする

用　　紙：自由提案とする

⑤成果品

・パンフレット（日本語版）１５，０００部、(英語版）５，０００部

・パンフレットの電子データ　一式

（再編集可能なデータ、アウトライン化済みの AI データ、PDF データ）

・写真テキスト等データ一式

※データについては、CD－ROM 等の記憶媒体

⑥納品時期

令和７年１月１５日

⑦校正・確認

校正作業は、甲が校了と判断するまで行うものとする。

⑧留意事項

・パンフレットのデザイン及び掲載内容については、甲と協議により決定するため企画提案による掲載内容及びデザインは変更する場合がある。

・本業務により制作されるデザイン、写真等すべての著作権（著作権法（昭和４５年５月６日法律第４８号）第２７条及び第２８条に規定する権利を含む)、所有権等を甲に譲渡すること。

・成果品の所有権は、乙が甲に対して当該成果品を引き渡した時点をもって、甲に移

転するものとする。

・成果品は甲が自由に二次使用（印刷物の制作、ホームページの掲載等）できるものとする。

・上記の仕様に定めのない事項については、別途協議を行う。

（２）インフルエンサーと巡るツアーの実施

（１）にて制作したパンフレットを活用し、「伊丹と灘五郷」の認知度向上及び域内への誘客促進、経済活性化を図るため、ツアーを企画し、甲と協議の上、実施するものとする。

ア　インフルエンサーの選定

被招聘者の選定においては、以下の条件を満たすこと

①　主に旅（観光）分野で一定支持を得ていること

②　Instagram をはじめとする SNS でのフォロワー数を 1 万人以上有すること

③　インフルエンサーを数名招聘し、フォロワー数の合計が 10 万人以上であること

④　本業務の目的を理解し、「伊丹と灘五郷」の PR に協力する者であること

イ　モニターツアーの実施

①業務内容

インフルエンサーを招聘し、「伊丹と灘五郷」の域内を巡るモニターツアーを企画し、実施する。

②実施回数

モニターツアーの実施は、契約期間中に 3 回以上とする。

③参加者の招聘等

参加者・媒体・ツアー行程についての選定は乙が行い、甲と協議の上、決定すること。

④交通費等

モニターツアーに伴う参加者の交通費、宿泊費、施設使用料等の一切費用は乙が負担する。なお、参加者から実費相当額を受託者が収入することは妨げない。

ウ　モニターツアー実施後の情報発信

モニターツアー実施後、招聘したインフルエンサーによる各 SNS での投稿等、情報発信を実施する。また、乙は情報発信の内容を取りまとめ、甲に報告する。

なお、Instagram へ投稿する際は、フィード投稿またはリール投稿を必須とすること。

エ　効果検証

モニターツアーの参加者にアンケートを実施し、ツアー全体の効果の検証を実施すること。

（３）予算額（限度額）

３，０００，０００円（消費税を含む）

（４）その他

①乙は業務遂行にあたっては甲と十分な協議打合せを行ったうえで、進捗状況を随時報告するものとする。

②乙は、本業務において知り得た事項について、漏洩してはならない。また本業務に用いた資料及び成果品等について、甲の許可なく公表若しくは貸与してはならない。

③本仕様書に記載のない事項、または疑義が生じた事項については、協議の上決定する。